

マネーplus+

お金とくらしの 情報通信

2024.APR
vol.13

JAから、相続や資産形成・資産運用などに役立つ
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column
耳寄り情報

ご存じですか？ 相続対策としての 「遺言書」の活用について

遺言書は作るべき？

「遺言書が必要なのはお金持ちだけ」とお考えの方もいるかもしれませんが、財産の多い少ないにかかわらず遺言書は円満な相続をするのにとても効果的です。特に、財産に占める不動産の割合が高い場合は、円滑な相続が困難になります。

たとえば、相続人が長男と長女、実家の不動産評価額と預貯金の額が同程度で、長男が実家を継ぐことになった場合、遺言書がなければ長女は「預貯金は全部私のもの」と法定相続分での分割を主張し、これに対し長男は「引出し自由で利息が付く預貯金と管理コストがかかる不動産は違う。それに、今まで親の面倒を見てきた俺のことも考える」と反論し、揉めるかもしれません。このような場合、遺言書の作成によって親の意思が伝わり、「争族」を防ぐことにつながります。

遺言書の種類と注意点

公正証書遺言は、公証役場で2名以上の証人が立ち会い、法律のプロである公証人が遺言者の意向や財産内容をもとに作成し、原本は公証役場に保管されます。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	自分で作成	公証役場で作成
保管場所	自宅、貸金庫など 法務局*	公証役場
作成費用	無料	財産の価額に応じた 手数料等がかかる

*自筆証書遺言書保管制度を利用する場合

Message



生前に自身の相続に備えて準備をしておくことが近年一般化し、世間に浸透するに伴って、「遺言書」や「終活」といった言葉を聞く機会も増えてきました。今回は特に「遺言書」に焦点を当てて、相続の生前準備にどのような効果があるのかをご紹介します。



©よりそう



相続の専門家がお届けします！

株式会社 FP サポート
代表取締役

高橋 政実

Takahashi Masami

このため、紛失や偽造などの心配はなく、家庭裁判所の検認（遺言書の内容を明確にして偽造・変造を防止するために家庭裁判所で行う、開封前の手続き）が不要で遺言を早く執行できるのはメリットですが、作成には手間と費用がかかります。むろん、証人や公証人には守秘義務がありますが、遺言内容を他人に知られることに心理的抵抗がある人もいます。

自筆証書遺言は、全文、日付、氏名等を自書（財産目録はパソコン等で作成可能）し、自分で保管します。作成費用がかからず遺言書の存在や内容を秘密にできるのがメリットですが、保管場所によっては、紛失・盗難や偽造・変造などのおそれがあります。しかし、誰にもわからない場所に隠しておくことと相続人が遺言書を見つけれず、せつかくの想いが叶わなくなることもあるので、信頼できる保管場所の確保も必要です。

また、自筆証書遺言は、開封前に家庭裁判所の検認が必要ですし、形式上の不備により無効になることもあります。もっとも、法務局の遺言書保管制度を利用すれば、保管費用はかかりますが、遺言書は確実に保管され、検認手続きも不要となります。

まずはJAに相談を

遺言書は法的効力をもつ文書なので、民法で細かく記載のルールが定められています。また、遺留分や相続税など考慮する点も多く、自分で作成するのは難しいものです。

現在、JAでは、公正証書遺言の作成のトータルサポート（遺言信託）を行っています。元気なうちに確実に作るためにも、JAに相談すると安心です。